

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
大津市	自家用自動車の活用	大津市	現行道路運送法で自家用有償運送が認められる団体は、施行規則で定められており、さらに地域の交通会議での合意形成が必要となるが、その規制を緩和し、過疎地における観光客の誘客を促進する。	市内を周遊する観光客の増加を促進することにより、宿泊客以外の観光消費額の増加が期待できる。 また、自家用有償運送の促進により、市内各地域との輸送システムの再構築が可能となる。	自家用自動車を使った有償運送は、原則禁止されている。	道路運送法第80条 「自家用有償運送の禁止」	国家戦略特区と認められた過疎地観光地について、道路運送法の適用を除外し、自家用自動車による有償運送を認める。
	自動運転サービスの実施		道路交通法第70条の緩和により自動運転サービスの実用化に向けた実証運行を行い、もって交通不便地の利便性の向上を図る。	交通不便地である特に過疎部の交通利便性を向上させることにより、交通弱者である高齢者の外出を促進し、高齢者の健康増進・介護予防を推進することができる。また、地域住民の移動手段の確保という課題解決を図れる。	高度な自動運転の実用化に向けては、「ドライバーによる運転」を前提としたこれまでの法規の全面的な見直しが必要	道路交通法第70条	道路交通法第70条の緩和。
	保養所等における宿泊施設の取組		大津市内の企業保養所については、旧志賀町区域に多く存在し、宿泊施設等への利活用については、市街化調整区域であることから、都市計画法により、活用方法が限定されるため、施設の現状やニーズ等を踏まえ、規制緩和に向けた検討を行い、新たな賑わいを創出するための施設への利活用を促進する。	旧志賀町区域には、豊かな自然環境やびわ湖でのレジャー体験、日本的な眺望が残されており、近年では、こういった観光資源を目的とした外国人観光客が増加している。これらの環境を活かし、現在、使われていない保養所を宿泊施設等へと活用することにより、本市が掲げる第2期観光交流基本計画のKPIの1つ「観光消費額の増加」に寄与することが期待できる。また活用の幅を広げることにより、利活用の促進に繋がり、空き家対策や地域の防犯拠点としての役目、災害時の避難場所等、地域の活性化や安心・安全に期待できる。	都市計画法では、宿泊施設等への用途変更は位置付けが無い。	都市計画法34条14号	都市計画法34条14号の許可基準に宿泊施設等への用途変更を新たに設ける。
	宿場町構想実現に向けた屋内消火栓設備の設置規制緩和		消防法施行令第11条第2項の内装制限の廃止及び同法規則第5条の2の消防無窓階の緩和により同令第1項第5号の規制が掛かる屋内消火栓設備の設置を不要とする。 これにより、内装の自由化及び密集地などで古民家等を利用する宿泊施設及び飲食店等の出店を可能とし街の活性化を促進することができる。	屋内消火栓設備を設置するには、消火水槽やポンプを設置するスペース及び多額の費用が発生するため密集地などでは、事業所の展開が限られている。また、使用開始時は適法であっても運営状況から増築や消防無窓階となることによって違法状態となることが散見される。 屋内消火栓設備の設置緩和により事業所の増築などの運営形態及び立地状況に左右されず自由な経済活動が期待できる。	① 消防無窓階で床面積150㎡以上の木造等(300㎡以上の準耐火構造、450㎡以上の耐火構造)では屋内消火栓設備の設置が必要となる。 ② 消防無窓階150㎡以上の準耐火構造及び300㎡以上(～450㎡)の耐火構造ではそれぞれ内装制限の規制が適用される。	消防法施行令第11条 消防法施行規則第5条の2	強化液消火器を2本以上設置するとともに、避難を優先することに鑑み、自動火災報知設備(同令第21条)の設置義務がある場合は、これの設置。義務がない場合は、連動型住宅用火災警報器の設置。 内装制限については、建築基準法の規定により必要な場合は、同法の遵守。
	外国人人材の活用による子育て家庭における家事・子育て支援		外国人人材を活用した家事支援・子育て支援を実施する。 具体的には、外国人人材を活用し、子育て世帯の家事支援および付随する子育て支援(託児等)、また家事代行を伴わない、外国人人材を活用した家庭における外国語教育とそれに付随する子育て支援(託児等)についてもあわせて実施することにより、子育て世帯における育児負担の軽減と習い事負担の両方の軽減を同時に図る。	子育て世帯の子育て環境の改善が見込まれる。 特に、今まで支援の届きにくかった家庭への託児を伴う家事支援が可能になれば、ワンオペ育児をはじめとする子育て世帯の負担感軽減が見込まれ、子育て支援、少子化対策につながる効果も見込まれる。 また、就学前後に増加する外国語の習い事のニーズを利用し、学習に伴う自宅での預かりを行うことで、習い事の送迎をはじめとする子育て負担の軽減を図り、副次的に就学前後の子どもへの外国語教育効果も期待できる。 どちらも大津市の子育て支援の拡充につながる効果が期待できる。	家事支援とそれに付随する子育て支援は国家戦略特別区域法に基づくものであり、指定が必要となる。 また、習い事に付随する子育て支援は在留資格の「教育」「留学」を想定しているが、資格外活動以外での実施は入国管理法違反となる為、在留資格に特例を設ける必要がある。	国家戦略特別区域法 入国管理法【在留資格】	国家戦略特別区域に指定されると同時に、想定する外国人人材の在留資格に特例を設けることが必要となる。
	外国人人材の活用による保育士不足解消		就労が認められる在留資格に「保育」を追加(保育ビザの創設)、技能実習ビザへの資格取得者に対する保育実習制度の追加を行うことで、外国人への保育士就労への門戸を広げ、保育士不足の一助とする。	現在の保育士不足について、外国人にも門戸を開くことによりその緩和が見込まれると同時に、多文化共生社会へ向けた一助となる。 先行して認められたインドネシア、フィリピン、インドネシアとの経済連携協定に基づく「介護福祉士」に関する在留資格の緩和は平成29年9月現在で累計4,700人であり、保育士についても日本語能力などの共通の課題は見込まれるものの、効果も同様に見込まれる。	保育士資格取得には国籍制限がないため、専門学校等の養成校への留学(留学ビザ)、高校卒業後(外国における学校教育を12年受けた者)等の受験資格を有するものが資格試験に合格することで取得可能であるが、就労可能な在留資格に保育士としての就労が含まれないことから、外国人人材活用の阻害要因となっている。	国家戦略特別区域法 入国管理法【在留資格】	国家戦略特別区域に指定されると同時に、想定する外国人人材の在留資格に特例を設けることが必要となる。
	外国人人材の活用による訪問介護人材の不足解消		技能実習生の人権擁護や適切な在留管理を行う条件のもと、技能実習制度における介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設に、「指定訪問入浴介護」、「指定訪問介護」、「指定夜間対応訪問介護」、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「第1号訪問介護」を行う施設を追加し、これら訪問型サービスへの従事を可能とする。	○訪問型介護サービスの供給量増加による介護離職ゼロへの対応 ○多様な担い手による多様なサービスを創出することで、地域包括ケアシステムを推進できる	技能実習制度において、実習実施機関に「訪問系サービス」が対象となっていない	○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 ○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の技能実習生の保護に関する法律施行規則 ○入国管理法(在留資格)	○技能実習制度における介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設に「訪問系サービス」を提供する施設を追加するとともに、訪問型サービスへの従事を可能とする ○介護職員初任者研修修了者を在留資格に追加する
	空き家を活用した特別養護老人ホーム整備事業		通常規模特別養護老人ホームとして、空き家をリフォームした地域密着型小規模特養を整備する事業。	○特別養護老人ホーム入所待機高齢者の解消(平成28年6月現在、大津市の待機者800人) ○特別養護老人ホーム建設補助金の軽減(1床あたり160万円)	○介護保険法(施設設置基準) 省令では従うべき基準として、医師、看護師、栄養士等の配置が求められているが、空き家活用などの小規模な施設では人員の確保が困難である。	○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(第131条)	柔軟な入所施設の整備基準に関する提案。
	研究開発事業に係る外国人の入国・在留申請優先処理、及び永住許可の緩和		京阪神等への交通利便性や琵琶湖等の環境により自然に集積した大学、研究所、研究開発機能を有する工場などは本市の強みであり、その強みを活かした人材誘致と知的資源の集積を図る。海外の大学、研究機関等から優れた外国人研究者を招聘し、特区区域内における研究活動や内外研究者による研究交流を促進し、研究開発企業の立地と産学連携による新産業の創出により知的資源の集積を図る。	・大学において優秀な海外人材の受入が進み、その人材が本市に定着することで、国内でも有数の研究拠点となる。 ・海外からの優秀な研究者により企業の研究開発が加速し、競争力が強化されるとともに外資系企業等の誘致にもつながる。	・入国・在留申請の審査は他の案件と同様に処理されているため、手続の標準処理期間が1～3ヶ月とに相当の時間を要する。 ・外国人の永住許可要件は、在留実績が5年必要とされているが、優秀な人材の定着には期間短縮が有効である。	入国・在留審査要領	・特定事業(研究開発職)における外国人の入国・在留申請の優先処理(特定事業に従事する外国人及びその家族の入国・在留申請を優先的に扱うことで標準処理期間を2週間以内とし、迅速化を図る。) ・特定事業における永住許可要件の緩和(特定事業に従事する外国人及びその家族に限り、永住許可要件を、在留実績5年から3年に短縮する。)